東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記の とおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれまし ては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和2年11月

全 国 市 議 会 議 長 会 会 長 野 尻 哲 雄 (大分市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会 委員長 山川 直保 (郡上市議会議長)

東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から9年が経過した。被災自治体においては、 迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活 再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一 原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、汚染廃棄 物処理、風評被害等、困難な課題が山積している。

国においては、令和元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定したが、対処すべき課題が複雑多様化しており、復興の進捗に遅れが生じないよう、被災地の要望を丁寧に酌み取り、迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るととも に、災害復旧事業及び震災復興事業に係る震災復興特別交付税 等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間の継続 的な措置を講じること。

また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

(2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、 被災者生活再建支援制度の拡充、被災者支援総合交付金による 長期的支援など、各種支援措置の充実強化を図ること。

また、地方自治体が災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、地方自治体の国に対する償還期間を延長するとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定されている償還免除について、地方自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。

(3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における 水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街

- の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強 化等を図ること。
- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る 補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後 の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費 の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の 実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対 する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点 病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じ ること。
- (7) 地盤沈下により、その利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 除去土壌等の適正管理・搬出のほか、仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物 (焼却灰等) については、国が確保する最終処分場へ早期に搬出すること。
- (3) 宅地内等での一時保管を余儀なくされている除去土壌等の輸送を推進するため、安全かつ迅速な搬出に向けて十分に調整し、輸送の過程で生じた道路や橋梁等の損傷については、国の責任において早期に復旧工事を行うこと。また、中間貯蔵施設への輸送について、国は目標どおり令和3年度までに輸送を完了すること。
- (4) 除去土壌の中間貯蔵施設への輸送において、市民が放射線量を自分の目で確認するためにも、引き続きリアルタイム線量測定システムは必要であることから、地域住民や関係市町村の意見を聞くことなく、一方的な撤去を行わないこと。
- (5) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。

- (6) 常磐自動車道の全線4車線化を図るとともに、小高スマート インターチェンジ(仮称)の早期完成を図ること。
- (7) 原子力発電所事故の発生に伴い、個人・法人及び自治体が被った全ての損害について、東京電力ホールディングス株式会社が 適切で迅速な賠償を行うよう、国が同社へ強く指導すること。
- (8) 有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (9) 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (10) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。
- (11) 原子力災害に係る財政支援について、市町村合併に伴う普通交付税の算定の特例(合併算定替)に関しては、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が、改正により、延長可能となった期間まで、普通交付税の算定の特例延長措置を講じること。
- (12) これまでに進められた除染対策のうち、除染の枠組みから外れた箇所等において、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消を図るとともに、線量低減化をはじめとした環境回復措置を講じること。